

○ 加古川市議会政務活動費経理要領

平成 25 年 3 月 21 日

会派代表者会決定

改正 令和 8 年 3 月 23 日

1 趣 旨

この要領は、加古川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年条例第 1 号。以下「条例」という。）及び加古川市議会政務活動費の交付に関する規則（平成 25 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に基づき交付される政務活動費の経理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 条例第 7 条に掲げる使途基準については、概ね次のとおりとする。

(1) 支出できるもの

- ① 調査研究費とは、旅費（加古川市職員等旅費条例（昭和 63 年条例第 25 号）を準用する。以下「旅費」という。）、視察に要する雑費、市の事務等に関する調査研究及び調査委託に要する経費をいう。
- ② 研修費とは、会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、旅費、研究研修に要する雑費をいう。
- ③ 広報費とは、市政報告印刷費、調査報告書印刷費、送料、会場費、広報活動に要する雑費をいう。
- ④ 広聴費とは、会場費、印刷費、広聴活動に要する雑費をいう。
- ⑤ 資料作成費とは、印刷製本費、翻訳料、調査委託料、コピー代、写真代をいう。
- ⑥ 資料購入費とは、図書、雑誌、資料の購入費、放送視聴料、控室で講読する日刊紙等の購読料をいう。
- ⑦ 備品・消耗品費とは、フィルム代、ビデオテープ代、カセットテープ代、文具代等の消耗品代、控室で使用する備品代、機器リース代、備品の維持管理費をいう。なお、備品は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 25 号）に規定する期間使用するものとする。

(2) 支出できないもの

① 交際費的な経費

（例）餞別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、名刺印刷代、賛助金等

② 政党本来の活動に属する経費

（例）党費、党大会参加費、党大会参加のための旅費、機関紙の講読料等

③ 選挙活動に伴う経費

④ 人件費

⑤ 会派及び議員の親睦に要する経費

2の2 会派は、必要があると認めるときは、政務活動費を当該会派に属する議員が行う政務活動に資するために必要な経費に充てることができる。

3 経費の支出

- (1) 会派の経理責任者又は議員は、政務活動費を支出するとき、支払伝票(様式第1号)に記入のうえ、領収書又はこれに準ずる書類を添付し、10年間保存しなければならない。
- (2) 口座振込の場合は、振込金受取書をもって領収書に代えることができる。
- (3) 調査研究費及び研修費における旅費を執行しようとするとき、会派の代表者又は議員は、出張調査届(様式第2号その1)により議長に届けなければならない。ただし、私用車を借り上げて行う出張調査をしようとするときは、出張調査届(様式第2号その2)により、会派の代表者に、又、会派に属さない議員は議長に届けなければならない。
- (4) 調査研究費及び研修費における旅費を執行した者は、速やかに出張調査研修報告書(様式第3号)を作成し、会派の代表者を経て(議員は除く)、議長に報告しなければならない。
- (5) 備品を購入したとき、会派の代表者又は議員は、備品台帳(様式第4号)を管理しなければならない。

4 支出手続等

- (1) 会派又は議員は、政務活動費に係る預金口座及び経理帳簿を備えなければならない。
- (2) 支出決定者
 - ① 会派の代表者又は議員をもって、支出決定者とする。
 - ② 支出決定者は、経費の支出についての決定を行うとともに、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

5 検 査

議長は、条例第9条第1項に定める報告を受けたときは、内容を検査し、その執行に不適正なものを認めたときは、会派の代表者又は議員に対し、その修正を命ずることができる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、政務活動費の経理に関し、必要な事項は議長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。